令和５年度　学校いじめ防止基本方針

台東区立駒形中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校の「学校いじめ防止基本方針」は、「すべての生徒が安心・安全に生活し、夢や希望に向かって歩める学校」「健やかな心身と豊かな人間性を育む学校」という教育目標の下、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携を図り、「いじめをしない、させない、許さない」学校の確立を目指して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に向けた対策を推進するために策定するものである。

なお、本校の「学校いじめ防止基本方針」は、「台東区いじめ防止対策推進基本方針」（平成２６年１０月（令和４年４月一部改訂））に基づいて策定する。

１　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

＜具体的ないじめの様態＞

●冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
●仲間はずれ、集団による無視をされる。
●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
●金品をたかられる。
●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
●嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
●パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

※インターネットを通じて行われるいじめについて

●インターネットの掲示板やブログ、グループ掲示板等へ誹謗中傷等を書き込まれる。
●本人になりすまして、個人情報や本人にとって不利益となる情報を拡散される。
●悪口等が書かれたメールを、複数の人に転送するよう求められる。
●差出人を詐称した攻撃的なメールが届く。　等

２　いじめの問題への基本的な考え方

（１）いじめ防止への意識

いじめは人権侵害に当たる重大な問題である。どのような社会においても絶対に許されない卑怯な

行為であり、見て見ぬふりをすることも同様に許されないという姿勢をもつ。

また、いじめは、学年・学級などどのような環境においても、また、どのような生徒にも起こりうるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となり、組織的に取り組む。

（２）いじめ防止への共通実践

①いじめの未然防止

・生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、主体的に考えさせるために、台東区の「こころざし教育」の視点に立ち、道徳教育を推進し、人としての正しい行動や信念をもたせる。「人権教育」において、生徒に対して意図的に人権問題に正対させ、いじめにより人権が侵害されている問題性について生徒が認識し、行動できるようにする。

・アンガーマネジメント教育を実践し、生徒が他者とコミュニケーションを図る際に、怒りの感情をコントロールしたり回避させたりすることで、怒りの感情やいじめ行為が他者に向かわないようにするためのスキルを高める。

・学級活動や総合的な学習の時間等で、グループ学習やペア学習、話合い活動など生徒が協同で課題を解決する取組を行い、よりよい人間関係を構築できるように指導を工夫する。

・いじめ発見件数・解消数・継続数及び不登校に関する調査(年３回　６月、１１月、２月)に伴うアンケートに加えて、本校独自の「にこにこアンケート」を実施し、生徒同士が互いの生活状況に目を向けることで、未然防止を促進する。

・インターネットやＳＮＳの利用によって引き起こされるいじめを防止するため、「ファミリーe ルール」や安全指導をとおして情報機器を活用する際の情報モラル教育を実践する。また、「駒中ＳＮＳルール」を生徒会で策定し、ＳＮＳを安全に利用するためのルールについて生徒に考えさせる。

・「道徳地区公開講座」や「セーフティ教室」などの推進を図り、家庭や地域、関係機関等が連携していじめ防止の取組を実践する。

②早期発見

いじめは当事者以外からは見えにくい性質をもつ。遊びやゲームを装うなど巧妙化や偽装化が進んでいる。また、大人の目に付きにくい時間や場所で行われることが多い。これらの特徴を全ての教職員が認識し、ささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、的確に認知する。

また、日頃から教職員が生徒とのコミュニケーションを深め、何気ない生徒の言動から異変に気付き、危険な兆候を見逃さないように意識を高める。各学期に「ふれあいアンケート」を実施し、生徒の様子を把握し、スクールカウンセラーと連携した教育相談を実施し、教職員と情報を共有するなど、生徒がいじめの被害を訴えやすい環境を整備し、いじめの実態を把握する。

また、「にこにこアンケート」も各学期一回以上実施し、日々の連絡帳のやり取りと合わせて、生徒の状態や学級の状態を把握し、生徒とコミュニケーションをとり、精神的な不安等を早期発見する機会を増やす。

③いじめ発覚後の措置

軽微な段階でいじめを解決に導くために、学校全体で迅速に組織的に状況を確認し、適切に役割を分担して対応する。特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、報告・連絡・相談を速やかに行える体制をつくる。生命、心身又は財産に重大な被害を与えるような重大事態が発生した際には台東区教育委員会へ速やかに報告し、区と連携して対応する。

３　いじめ防止対策の整備

（１）学校いじめ対策委員会の設置

いじめの防止対策及びいじめ発生時の対応を組織的に行うため、その中核となる「学校いじめ対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭で構成）」を設置する。学期に１回以上開催する。

（２）学校いじめ対策委員会の活動

①いじめに関するアンケート調査の実施、集計、調査結果の検討、ケース会議

②いじめの未然防止、早期発見、早期対応、課題改善、再発防止の取組の検討

③いじめの未然防止等に関する「『ふれあい月間』実践シート」を基に、いじめの未然防止等のための対策に関して教職員の資質の向上を図る研修等を計画、実施する。

４　重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した旨を、管理職、台東区教育委員会に速やかに報告する。

（２）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織・招集する。

（３）上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。

（４）上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

（５）スクールカウンセラーや諸機関と協力して当該生徒のケアを行う。

（加害者・いじめを伝えた生徒の安全確保も含む。）

（６）被害生徒・保護者には、情報収集後（事実確認・聞き取り）、指導方針・ながれ・状況の連絡を行う。

※学校サポートチーム（仮）結成連携（事例による）

ＰＴＡ、学校運営連絡協議会、学校医、指導主事、児童相談所所員、福祉関係者、民生児童委員、警察等に協力依頼。

（Ｒ５．４．１改訂）